

告示年月日 令和2年3月31日

神津島村告示第40号

収納代行事業者及び指定代理納付者の指定について

収納代行事業者

地方自治法施工令第158条第2項の規定に基づき、次のとおり収納代行事業者を指定した。

収納代行事業者の名称及び所在地

東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
株式会社トラストバンク

収納代行事業者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付されるふるさと納税寄附金

指定代理納付者

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定した。

指定代理納付者の名称及び所在地

東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
株式会社トラストバンク

指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付されるふるさと納税寄附金